

## 災害時の石綿（アスベスト）ばく露防止・飛散防止について

石綿（アスベスト）は、天然の鉱物であり、熱や摩擦等に強い特性があるため、昭和30年頃から建築材料等として広く使用されてきましたが、石綿のばく露（吸い込んだ）後、数十年後に発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、それ以降、石綿を使用する製品の製造が順次禁止※されるとともに、石綿を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や大気中への飛散防止対策の強化が図られてきました。

※H18.9.1～石綿含有製品（0.1wt%超）の全面禁止

### 石綿含有建築材料の例

吹付け石綿



石綿含有吹付けロックウール



石綿含有保温材



出典：目で見えるアスベスト建材（第2版）〔国土交通省〕

### 災害時の対応について

災害時は、建物の倒壊・損壊により石綿含有建築材料が露出し、環境中に飛散しやすい状態になります。次の事項に留意して、環境中に飛散した石綿のばく露防止、所有する建築物等からの石綿の飛散防止に努めてください。

〔留意事項〕

- 1 不要の場合は、なるべく建物に近づかない。
- 2 やむを得ず建物内、周辺で作業する場合は防じんマスクを適切に着用する。
- 3 建築物等の所有者・管理者は次のページを参考に応急措置を実施する。
- 4 災害復旧後に、恒久対策、解体等工事を行う場合の大気汚染防止法に基づく手続きについては、事前に担当課に相談する。

## 防じんマスクについて

石綿のばく露を防止するために、次のとおり、正しく防じんマスクを着用しましょう。

- 1 適切な性能を有する防じんマスクを使う。  
(作業の内容に応じた適切な性能を持つ防じんマスクが必要です。)
- 2 防じんマスクのつけ方を間違わない。  
(取扱説明書に従って、防じんマスクを着用しましょう。)
- 3 フィットチェックを確実に行う。  
(必ず顔に密着していること・漏れのないことを確認しましょう。)

## 応急措置の例

建築物等の倒壊・損壊による石綿含有建築材料の露出がある（又はそのおそれがある）場合は、次の優先順位により応急措置の実施をお願いします。

①	飛散防止	養生	<ul style="list-style-type: none"><li>• ビニールシート等による飛散防止</li><li>• 措置実施中の掲示</li></ul>
②		散水・薬液散布	<ul style="list-style-type: none"><li>• 水・薬液等の散布による湿潤化・固形化等</li><li>• 措置実施中の掲示</li></ul>
③	ばく露防止	立入禁止	<p>(①、②の措置が不可の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 出入口・敷地周囲をロープ等で区切り、不要な立入がないようにする。</li><li>• 措置実施中の掲示</li></ul>

## 問合せ先

村山地域：村山総合支庁保健福祉環境部環境課（023-621-8419）

最上地域：最上総合支庁保健福祉環境部環境課（0233-29-1286）

置賜地域：置賜総合支庁保健福祉環境部環境課（0238-26-6035）

庄内地域：庄内総合支庁保健福祉環境部環境課（0235-66-5706）

県内全域：環境エネルギー一部水大気環境課（023-630-2339）

(※山形市内は同市が所管)